

令和7年度 第3回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）6月11日

日野市教育委員会

令和7年度第3回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和7年(2025年)6月11日(水)
14時00分～14時24分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 真野 広
委 員 正留 久巳 委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美
(兼教育指導課長)
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼ふるさと文化財課長)
教育指導課主幹 坪田 充博 統括指導主事 前田 健太
図書館長 奥住 大輔

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第 1 5 号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 6 号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 7 号 学校運営協議会委員の任命について
- 第 1 8 号 日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定について

請願審査

- 第 7-3 号 都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05 年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第 9 号 行政情報の公開請求
- 第 1 0 号 保有個人情報の開示請求

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和 7 年度第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 4 件、請願審査 1 件、報告事項 2 件です。

会議の進め方ですが、請願第 7－3 号は、議事の最後に審査したいと思います。また、報告事項第 10 号は、公開しない会議とし、最後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、請願第 7－3 号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第 10 条により、報告事項第 10 号は、公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

それでは、議事に入ります。

議案第 10 号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事、お願いします。

○議案第 10 号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第 15 号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

議案書 1 ページを御覧ください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づく、「対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項」について、改正を行うものです。

3 ページを御覧ください。新旧対照表にて御説明いたします。

第 5 条第 2 項、対象学校の職員の採用その他任用に関する意見の申出について、対象学校の運営改善に資する建設的な意見とすること及び対象学校における転任及び個人を特定しての意見はできないことを条件として加える改正を行います。

2 ページへお戻り願います。附則でございます。この規則は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第16号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第16号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。提案理由でございます。根拠法の引用条項及び文言の修正を行うものです。

7ページを御覧ください。新旧対照表にて御説明いたします。

上段、第9条第1項、条番号の前に「法」を追加いたします。

続きまして、下段、第10条の7、引用条項の条ずれに伴う改正でございます。

6ページへお戻り願います。附則でございます。この規則は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第 17 号 学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書 9 ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づく委員の任命を行うものでございます。

次のページ、10 ページを御覧ください。対象者の氏名、住所などについては、記載のとおりでございます。

なお、任命については、校長からの意見に基づくものとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号 日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。図書館長、お願いします。

○議案第 18 号 日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定について

[奥住図書館長]

図書館長でございます。

議案書 11 ページを御覧ください。議案第 18 号 日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。市民の調査研究、教養等に資するための情報提供サービスとして設置する図書館利用者用インターネット端末について、情報環境の現状を鑑み、利用対象者の範囲を市内在住・在勤・在学者とするものでございます。

図書館は、7 月 1 日に図書館システム更新をいたします。図書館では、平成 13 年度から利用者がインターネット上の情報を閲覧できるよう、端末を配置してまいりました。スマートフォンの普及などにより情報を入手する環境が変化し、図書館に設置している利用者用インターネット端末の稼働率は年々低下しております。また、平成 31 年からは、館

内で持込みパソコン等で利用できるフリーWi-Fiを提供していることから、利用者用インターネット端末の設置は、オンラインデータベースの利用を主たる目的と捉え、今回のシステム更新において設置端末数を減らし、各館2台から5台あったものを1台ないし2台とするものでございます。これに伴い、利用対象者の範囲をこれまでの身分証明書の提示ができる方から、市内在住・在勤・在学の図書館利用登録のある方と改めることといたします。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。13ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

初めに、第3条中、「日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）又は住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明証を提示できる」を「日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者で有効期限内にある日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カードを所有する者」に改めるものです。

次に、第5条中、「又は、住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明証」を削るものです。

続きまして、第6条中、「又は提示された身分証明証の記載」を削るものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

報告事項第9号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長、お願いします。

○報告事項第9号 行政情報の公開請求について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書19ページを御覧ください。報告事項第9号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。

御質問・御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。

なければ、報告事項第9号を終了いたします。

請願第7－3号 都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願。事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第7－3号 都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

議案書15ページを御覧ください。請願番号、請願第7－3号、受付年月日、令和7年5月20日、件名、都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願でございます。請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、16ページから18ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

月刊『紙の爆弾』の6月号は、皆さんにメールしましたが、「都立学校教職員の君が代第5次訴訟」で、結審のときに傍聴希望者は50人ぐらい来ていましたけど、もっと来ていましたけど、そのときに弁護士などが述べた中身、非常に内容が濃いので、ぜひ、月刊誌の報道等も含めて読んでいただきたいと思います。

その上で、今回、都教委の10.23通達は、この市教委にも関係してきますので、ぜひ、人ごとと思わずに、しっかり各学校に周知するとか、あるいは都教委に意見書を出すとか、そういったSVCに当たることをやっていただいた上で、じゃ、何をというOのところを2－9以降で述べていきます。

まず、2－1でございますが、この案件は、都立高校の、あるいは都立養護学校の卒業式に派遣する職員に壇上で挨拶文を読み上げさせるわけです。その人たちへの説明会と称

する無駄な時間の原稿を、開示請求で手に入れたものですから、それで非常に気になることをこれから言うわけです。

2-2は、都教委の田中佐岐子さんという方は、「君が代を声高らかに歌いなさい」というふうに派遣職員に命じておるわけですが、声高らかに「声高らかに」というのは、それを聞かされる児童生徒、あるいは教職員、保護者にとっては、「思想・良心・信教の自由」（憲法19条）に反しているとか、天皇よりも個人のほうが大事だという人にとっては、非常に聞きづらい歌でございますので、それを害していないかということ。

2-3に書いた大音量で歌わせる「大音量で歌わせる」ということは、「私を見習って生徒諸君も大声で歌いなさい」という、こういう硬直し画一的な模範を示すということの強制になってないかという点です。

それから、2-4は、これは、マスクがあった頃の卒業式は、「大音量」ということはもちろんなかったんですけど、それをまた復活させたというのもおかしい話だなと思います。

それから、2-5でございますが、今度は「国旗への敬礼」、これは、私ども、君が代という変な歌をなくせば、三脚での掲揚はいいかと思っておるんですが、しかし、正面に掲げるのは絶対反対ですし、それにつなげて「敬礼」を伴うのは絶対に偶像崇拜みたいでよくないと、「思想・信条の自由」に違反すると思います。

2-6の「国旗への敬礼」のところは、坂本憲亮（けんすけ）という指導主事に田中佐岐子さんは説明会で実演をさせたんです。この「敬礼」自体が国家権力、石破さんとか天皇への忠誠心の証という、「思想・信条の自由」に違反する面があると。

2-7の、そういう1つの硬直し画一的なやり方を強制するということは、都教委の挨拶文自体は、探究心とか多様性ということを言っているわけで、それに反しているということでございます。

それから大きい3番でございます。これは式場外の話ですけれども、派遣職員に対して、「学校に着いたら校門周辺を観察して、ビラまきがないか、そして、あったら校長にそれを妨害させろ」というふうに指示をしておるわけでございます。これは敷地外で、保護者とか、あるいは元教職員とか、そういう方がそういったメッセージカードをまくというのは、これは正当な行為でございます、道路交通法上も憲法に合致しているという判決が出ておるわけです。それをこういうふうに公職にある人が妨害するように指示するというのは、本当にプーチンみたいだと思うわけでございます。

5のところで、いわゆる彼らの言うビラまきというものはどういう内容かということ、君が代のビラまきもちろんあるわけですが、学習塾、予備校、奨学金のビラまきもあるわけです。そうすると、もし差別をしていたら、明らかに都教委は君が代だけを敵視をしている。明らかにプーチンと同じということになりますし、それから、また、逆に言えば、予備校や奨学金のビラまきをもやめさせようとするのであれば、これは明らかに営業妨害ということで、都教委の犯罪性ははっきりしてくると思います。

それから、あと、7番目に書いた、田中佐岐子さん、「大きな混乱があったらそれを報告しろ」と言っているんですが、どうも、これは、ただ単に順序を間違えた、式辞を飛ばしてしまったとか、そうじゃなくて、君が代で生徒が不起立したときのことを都教委に報

告しろと言っているんじゃないかなと思います。

それから、都教委は、日野市教委も含めて、非常に問題のある110ページの資料集というのを送っています。これは、前田さんたちも御存じかと思います。これは、非常に偏っております。最高裁判決では「校長の職務命令は合憲だ、合憲だ」って書いておいて、2012年1月16日ですね。

[高木教育長職務代理人]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

まとめます。「都教委の出した処分は、減給以上は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を超え違法」というふうにはっきり取消しを命じておる。これも載せるべきだというふうに。

[高木教育長職務代理人]

請願者に再度申し上げます。時間が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

分かりました。最後の「年端も行かぬ」と言った賀澤恵二課長の発言は、生徒を幼いとかにしていると、非常に問題がある。主権者教育に違反する発言だと思います。

以上でございますので、今回は、高木さん、具体的に理由を言ってください。

じゃ、これで終わります。

[高木教育長職務代理人]

席へお戻りください。

[請願者]

質問をお願いします。

[高木教育長職務代理人]

この件につきまして御質問がございましたらお願いします。

[請願者]

ぜひどうぞ。

[高木教育長職務代理人]

なければ、御意見を伺います。真野委員、お願いします。

[真野委員]

請願者の御説明ありがとうございました。請願内容も事前に読ませていただきました。

その上でなんですけれども、この請願内容は請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、日野市の教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。したがって、不採択と判断いたしました。

以上です。

[高木教育長職務代理人]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。本請願を読ませていただきました。資料も見ました。

請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど、及び2から9、具体的請願・分析事

項について読みましたが、本請願は、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願者による説明ありがとうございました。請願及び資料を見させていただきました。

その上で、請願の背景、具体的請願、分析などについて、日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

最後に、私、高木からも述べさせていただきます。

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、2から9項にかけて具体的請願・分析事項として請願者グループで共有する考え方は述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしとのことですので、請願第7－3号については、不採択とすることに決しました。

これより、報告事項第10号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和7年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 1 4 時 2 4 分